

平成28年11月23日

自動販売機（清涼飲料水）の設置による販売者の募集について（公告）

国有財産事務分掌者

高松地方裁判所長　畠　山　　稔

高松地方裁判所丸亀支部・丸亀簡易裁判所仮庁舎の一部において、有償（価格競争）による使用許可を受け、自動販売機（清涼飲料水）の設置により販売する方を募集します。応募しようとする方は、下記の要領により企画提案書を提出してください。

記

1 件名

高松地方裁判所丸亀支部・丸亀簡易裁判所仮庁舎における使用許可（自動販売機（清涼飲料水））の相手方の選定

2 募集の趣旨

高松地方裁判所丸亀支部・丸亀簡易裁判所仮庁舎の一部において、自動販売機（清涼飲料水）の設置により販売させる前提で使用許可（有償（価格競争））をするに当たって、使用許可を受けようとする者（法人、個人又は団体を問わない。）を広く募集し、提出された企画提案書により使用許可をする相手方を選定することを目的とするものである。

3 使用許可をする場所

香川県丸亀市大手町三丁目4番1号

高松地方裁判所丸亀支部・丸亀簡易裁判所仮庁舎正面玄関ロビー等

詳細は企画提案募集要領を参照のこと

なお、平成30年度に高松地方裁判所丸亀支部庁舎が新営される予定であることから、時期は未定であるが、庁舎機能を移転する時は、高松地方裁判所事務局会計課管理係の担当者と移設の時期、移設先及び方法等については事前に打ち合わせを行うものとする。おって、移設に係る費用については、使用許可を受けた者の負担とする。

4 使用許可の条件内容

使用許可を受けた者は、使用許可を受けた場所において、自らが提出した企画提案書の内容に従い、自動販売機（清涼飲料水）を設置し販売をする。

詳細は企画提案募集要領を参照のこと

5 企画提案書の作成及び提出に係る事項

（1）企画提案募集要領の交付

ア 交付期間

平成28年11月24日（木）から同月29日（火）まで（ただし、土曜日及び

日曜日を除く。) の午前9時30分から午後4時30分まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)

イ 交付場所

高松市丸の内1番36号

高松地方裁判所事務局会計課管理係 担当:二宮、安藤

TEL 087-851-1651 (ダイヤルイン)

ウ 交付方法

交付場所において無償で交付する。

なお、郵送、ファクシミリ又は電子メールによる交付申込みは受け付けない。

(2) 企画提案書の提出方法等

ア 提出期間

平成28年12月2日(金)から同月14日(水)まで(ただし、土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時30分から午後4時30分まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)

イ 提出場所

上記5(1)イに同じ

ウ 提出方法

提出場所に持参する方法により提出すること。

なお、郵送、ファクシミリ又は電子メールによる提出は受け付けない。

エ 提出部数

5部

6 質問及び回答

(1) 本件の応募又は企画提案書の作成、提出に関する質問は、次の提出期限まで、書面(郵送可)又はファクシミリにて受け付ける。

なお、電話による照会は受け付けない。

ただし、手続及び企画提案書の形式についての質問は、前記5(1)イの場所に電話で問い合わせても差し支えない。

ア 質問書の様式 日本工業規格A列4番の用紙を用いる。

イ 提出期限 平成28年11月29日(火)

ウ 提出場所 前記5(1)イの場所に同じ

(2) 質問に対する回答書は、企画提案募集要領を交付したすべての者に対して平成28年12月1日(木)午後5時までにファクシミリにより送信する。

7 使用許可をする相手方を選定するための手順

(1) 応募者の参加資格として、次に掲げる要件を満たすこと。

ア 法人等(個人、法人又は公共団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合には役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表

者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)ではないこと。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。

カ 暴力団又は暴力団員及びイからオまでに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。

(2) 提出した企画提案書が次の一つに該当する応募者は欠格とする。

ア 提出場所、提出期間又は提出方法が前記5(2)に適合しないとき。

イ 企画提案募集要領に指定する作成様式又は記載事項の留意事項に適合しないとき。

ウ 虚偽の内容が記載されているとき。

(3) (1)及び(2)で欠格とされなかった応募者から提出された企画提案書について、企画提案募集要領で定めた要件を全て満たした内容となっているかを審査し、全て要件を満たしていると認められた応募者のうち、国有財産使用料の提案が、高松地方裁判所が定める使用料の最低価格の108分の100の制限以上で、最も金額の高い者を相手方として選定するが、使用料は、提案書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額になるため、応募者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった国有財産使用料の108分の100に相当する金額を提案書に記入すること。

なお、最高価格の入札を行った者が複数存在する場合には、最高価格の入札を行った者でくじ引きを実施し相手方を選定する。おって、いずれの提案金額も高松地方裁判所が定める使用料の最低価格の108分の100の制限に達しない場合は、使用料の金額について、企画提案募集要領で定める全ての要件を満たしていると認められた応募者全てから、再提案を受けることとするが、再提案の締め切りについては、該当者に対し、高松地方裁判所から別途連絡する。

(4) 再提案によっても高松地方裁判所が定める使用料の最低価格の108分の100の

制限に達しない場合、最も高額な提案をした者から順に高松地方裁判所が定める使用料の最低価格の108分の100の制限以上で国有財産使用料の提示可能であるかの交渉を行う。

- (5) (4)の手続によっても高松地方裁判所が定める使用料の最低価格の108分の100の制限に達しない場合は本件公募手続を打ち切る。

詳細は企画提案募集要領を参照のこと

8 その他

- (1) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- (2) 提出された企画提案書は返却しない。
- (3) 企画提案書の作成及び提出並びに本件に応募することに関する費用は、すべて応募者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書の内容を確認するため、必要に応じて個別にヒアリングを実施することがある。